

## ～知って安心 年金のはなし～

# 平成19年度学生納付特例の申請について

学生であっても、20歳になれば国民年金に加入しなければなりません。

納付が困難な学生の方には、学生本人の所得（平成18年中）が基準額以下の場合、申請し承認されると保険料の納付が猶予される学生納付特例があります。申請は毎年度必要です。

平成19年度（承認期間は平成19年4月から平成20年3月まで）の学生納付特例を希望する学生の方は、年金手帳・学生証（有効期限に注意）・印鑑をお持ちのうえ、伊奈庁舎国保年金課で申請をしてください。

### ●基準額（学生本人の平成18年中の所得）

=118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

### ●修業年限が1年未満や海外の学校など一部該当しない学校があります。

### ●学生納付特例を受けた期間は、年金を受給するための受給資格期間には含まれますが、年金額には反映しません。

### ●10年以内であれば追納することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額が加わります。

### ●申請をすると、承認または却下の通知が社会保険事務局から郵送されます。申請中は納付書や催告書が送付される場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### ◆問い合わせ先

・社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

・ねんきんダイヤル（一般の年金相談）

☎ 0570-05-1165

・ねんきんダイヤル（年金受給者用）

☎ 0570-07-1165

・土浦社会保険事務所

☎ 029-824-7121

・伊奈庁舎国保年金課

☎ 58-2111（内線1181～1187）

※かけ間違いのないよう、ご注意ください。

# 国保の出産育児一時金受領委任払について

市の国民健康保険では、被保険者の出産後、申請により出産育児一時金35万円を支給しています。

4月から、被保険者からの申し出により、出産後に支払われる出産育児一時金を直接医療機関に支払い、被保険者が支払う出産費用の一部に充てることできるようになりました。

### \*受付開始日

出産予定日の1か月前から受付

### \*申請手続き

1. 出産前の手続き → 受領委任払申請書に記入・押印、医療機関の同意を受け、国保年金課窓口へ提出。
2. 出産後の手続き → 出産育児一時金請求書に、請求者と医療機関が記入・押印し、国保年金課窓口へ提出。

### \*支払い

出産育児一時金請求書の提出をうけ、医療機関に出産育児一時金を支払います。また、出産費用が出産育児一時金に満たないときは、その差額を請求者に支払います。

### ◎次の方は申請できません。

- ・すでに出産育児一時金の請求の手続きをした方
- ・つくばみらい市国民健康保険以外の制度から出産育児一時金を受けられる方
- ・出産費資金貸付規則により貸付を受けている方
- ・国保税を滞納している方
- ・医療機関から受領委任払についての同意を得られない方

### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎国保年金課

☎ 58-2111（内線1187）